

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	個人住民税は地方税法に定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。 賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	(1)個人住民税システム (2)コンビニ交付システム (3)団体内統合宛名システム (4)収納消込システム (5)滞納整理システム (6)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)課税対象者情報ファイル (2)課税資料ファイル (3)課税台帳情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、97、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務」が含まれる項(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市総務部税務課 納税課
②所属長の役職名	総務部税務課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 山形県天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111内線312
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市総務部 税務課 同 納税課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線 税務課:778 納税課:782)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、個人住民税業務では、下記局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・給与支払報告書等に記載された本人情報のシステムへの入力 ・住登外による賦課業務 等	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5②	税務課長 原田 まき子 納税課長 三澤 一弘	税務課長 原田 まき子 納税課長 金子 重也	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	2-1-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	5②	税務課長 原田 まき子 納税課長 金子 重也	税務課長 矢萩 茂 納税課長 金子 重也	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	2-1-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	2-2-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5②	税務課長 矢萩 茂 納税課長 金子 重也	税務課長 矢萩 茂 納税課長 小川順一	事後	人事異動による変更
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-1-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-2-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月2日	5②	税務課長 矢萩 茂 納税課長 小川順一	税務課長 星野 克之 納税課長 安達 幸寿	事後	人事異動による変更
令和4年4月1日	I-5-②	税務課長 星野 克之 納税課長 安達 幸寿	税務課長 納税課長	事後	
令和4年4月1日	II-1	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II-2	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	1-1-②	情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録する	情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステム	事後	
令和5年2月1日	1-1-③	(1)個人住民税システム (2)自動交付システム	(1)個人住民税システム (2)コンビニ交付システム	事後	
令和5年4月1日	II-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	1-1-③	(1)個人住民税システム (2)コンビニ交付システム	(1)個人住民税システム (2)コンビニ交付システム	事後	
令和7年1月17日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法第9条第3項 番号法第19条第8号 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条	番号法第9条第1項 別表第24の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月17日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、54、55、58、59条 情報照会の根拠 番号法別表第二 27の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条	情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、97、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)」に関する事務」が含まれる項(48の項)	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月1日	II-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	II-2-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	IV-8		入字とカギ括弧の作業 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 作業手順書には、確認または伝票 9) 従業員に対する教育・啓発 十分である	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-11			事後	様式の改正に伴うもの